

2019年度（平成31年度） 亀岡市総合福祉センター利用グループ 登録申請のてびき

亀岡市総合福祉センターでは、市民グループの活動を支援するため、利用グループ登録制度を設けています。一定要件を満たしているグループは登録申請をすることができ、審査を経て、利用グループとして登録されれば、総合福祉センターでの活動場所や利用料金について、規程に基づく支援が受けられます。

市民のふれあいの施設として、多くの市民の皆様にご利用いただきますよう、登録の募集を行います。

公益財団法人亀岡市福祉事業団
(☎ 0771-24-0294)

登録申請の手続き

（１）登録申請できるグループの要件

○下記の①～⑩すべての要件を満たすことが必要です。

①次のいずれかの区分に当てはまる活動をしているグループであること。

区分	グループの構成
A	地域に活動の基盤を置いて地域の福祉、文化、教育、青少年育成、環境保全及びスポーツ等に寄与することをめざして公益的な活動を行っているグループ
B	障害のある人の社会参加と自立に寄与することをめざして障害のある人を中心に活動しているグループ
C	自らの健康増進と生きがい、仲間づくりをめざして活動する60歳以上の人で構成されたグループ
D	自らの個性と能力を発揮し、より豊かな生活をめざして活動する勤労女性又は勤労者家庭の女性を中心に構成されたグループ
E	自己実現と仲間づくり、交流をめざして35歳未満の勤労青少年を中心に活動しているグループ

②会員は概ね5名以上で、加入・脱退が自由であること。

③会員が自主的かつ主体的に運営していること。

（指導者や上部団体が主催する文化教室的なものは認めない。）

④総合福祉センターで定期的に活動を行うこと。（概ね1ヵ月に1回以上）

⑤グループに代表者を置き、代表者は市内居住者（①-D・①-Eは在勤者も可）が当たること。また、代表者は指導者（※1）を兼ねないこと。

⑥活動の体験や見学の機会を設けるなど、活動への参加を希望する市民を広く受け入れること。

⑦政治活動、宗教活動又は営利活動をしないこと。

⑧グループ代表者会議に参加すること。

⑨総合福祉センターの事業などに積極的に参加すること。

⑩活動日及び活動場所の調整に協力すること。

※1：指導者がある場合、その謝金等の額は任意ですが、公共施設が市民活動を支援する趣旨から、活動日1回当たりおおよそ1万円を上限とされたい。

(2) 申請手続き

次の書類に必要事項を記入して、受付期間内に総合福祉センター1階事務室に提出してください。

○提出書類

①亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書

上記の「利用グループ登録申請書」の提出時点の代表者名で申請してください。

「その他」欄に、代表者に連絡が取れなかった場合の連絡者（氏名と連絡先）を記入してください。

②会員名簿

提出時点の会員すべてについて記入してください。

③年間活動希望計画書

別紙「2019年度（平成31年度）カレンダー」の網掛けの日は利用できません。

活動希望日は、週1回かつ月4回を上限とし、1年間は同じ曜日・同じ時間区分・同じ部屋を記入してください。

○利用グループ登録申請説明会（登録申請について説明します。）

2018年（平成30年）12月8日（土） 午前10時～11時30分（予定）

総合福祉センター 1階コミュニティホール

○提出期間

2018年（平成30年）12月10日（月）から12月26日（水）まで

（午前9時から午後9時、日曜日と受付最終日の26日は午後5時まで火曜日、祝日は休館）

○提出場所

総合福祉センター 1階事務室

（亀岡市内丸町45-1 TEL 0771-24-0294）

(3) 登録の適否

○申請いただいた活動内容や状況を登録の要件に照らし、その適否を審査し、適合と認められたグループに登録証を交付します。

○適否の結果については、郵送にて通知いたします。

※2月中旬発送予定

○活動日・場所の調整

適合と認められたグループについては、希望計画書に基づき活動日や活動場所の確保を行います。重複した場合は調整を行います。ご協力とご了承をいただきますようお願いいたします。

○登録の期間

2019年（平成31年）4月1日から1年間とします。

○活動説明会の開催

2019年（平成31年）3月に、2019年度（平成31年度）利用グループ（以下、「登録グループ」という。）活動説明会を行い、登録グループのセンター活動について、諸手続や注意事項等の説明をします。

利用料金

◆下記の料金表は、一般利用の料金表です。

登録グループが使用する場合は、3割を減免することができます。

		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
1階	コミュニティホール	円 2,160	円 3,240	円 4,320	円 9,720
	会議室	430	540	640	1,620
2階	教養娯楽室	430	540	640	1,620
	会議室	430	540	640	1,620
3階	和室	540	640	750	1,940
	会議室	540	640	750	1,940
	講習室	1,180	1,400	1,720	4,320
	料理実習室	750	860	970	2,590
4階	音楽室	640	750	860	2,260
	講習室	750	860	1,080	2,700
	集会室	430	540	640	1,620
	軽運動室	750	860	1,080	2,700

◎冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算した額が利用料となります。

区分	加算額	期 間
冷 房	利用料金の4割相当額	6月20日～9月20日
暖 房	利用料金の3割相当額	12月1日～3月31日

◎料理実習室を使用される場合は、ガス代等として1回800円を徴収します。

※この費用は減免対象ではありません。